

会議開催のお知らせ

令和5年度京都府中山間ふるさと保全委員会を下記により開催します。

記

- | | |
|-------------------|---|
| 1 日 時 | 令和6年3月21日（木曜日）
午後1時30分から午後3時30分まで |
| 2 場 所 | 府庁3号館第7会議室 |
| 3 趣 旨 | 中山間ふるさと・水と土保全対策事業を効果的にすすめるに当たり、中山間地域の抱える諸問題や、その活性化方策等について、外部有識者から意見を聴取する |
| 4 内 容 | 令和5年度の活動報告等について
令和6年度の活動計画等について |
| 5 公開・非公開
の別 | 公開
ただし、府情報公開条例第6条各号のいずれかに該当する情報について審議会等を行う場合には、部分的に非公開とする場合があります。 |
| 6 傍聴手続 | |
| （1）定 員 | 10名 |
| （2）申込方法 | 傍聴を希望される場合は、①「氏名（ふりがな）」、②「住所」、③「電話番号」、④「FAX 番号」を記入の上、令和6年3月14日（木）午後5時までに、下記申込先宛にメールまたはFAXにてお申し込み願います。
（お電話でのお申し込みはご遠慮ください。）
※傍聴の可否については、令和6年3月18日（月）までに当方からご連絡します。
※傍聴を希望される方が定員を超えた場合は、抽選となりますので、傍聴できない場合があります。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては傍聴を取りやめる場合がありますので、あらかじめご了承くださいませよう願います。 |
| （3）注意事項 | 傍聴に当たっては、別紙「傍聴要領」に記載された事項を守っていただくこととなります。 |
| 7 問い合わせ先
及び申込先 | 京都府農林水産部農村振興課移住定住促進係
電話075（414）4917
FAX 414-5039
メールアドレス： noson@pref.kyoto.lg.jp |

傍 聴 要 領

京都府農林水産部農村振興課

1 傍聴の定員

京都府中山間ふるさと保全委員会の会議の傍聴者の定員は原則として10名とします。

2 傍聴される場合の手続

- (1) 傍聴される方は、会議の開会予定時刻の30分前から10分前までに受付で所定の用紙に氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴は事前申込制としていますので、当日受付は行いません。

3 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
ただし、事前に許可を得た場合はこの限りではない。
- (6) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

4 会議の秩序の維持

- (1) 上記2の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守らない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。